

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 26 年 6 月 10 日現在

機関番号：12301

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2011～2013

課題番号：23730824

研究課題名(和文) 地域密着型アートプロジェクトを対象とした鑑賞授業実施の可能性に関する調査研究

研究課題名(英文) Research about the possibility of the practice of appreciation lesson for a local Art-Project

研究代表者

喜多村 徹雄 (KITAMURA, TETSUO)

群馬大学・教育学部・准教授

研究者番号：60466688

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,800,000円、(間接経費) 840,000円

研究成果の概要(和文)： 地方で開催されるアートプロジェクトは、美術館がない地域において実作品を鑑賞する機会を創出している点と授業では取り扱いが少ない同時代の美術表現に触れる機会であることに価値がある。特に、当該地域を題材とした作品をそこで生活する児童生徒が鑑賞することは、美術で学ぶことを実現することになることから、地域で開催されるアートプロジェクトは学校教育において有意義な地域資源である。授業実施においては、アートプロジェクトの運営体制に教育への貢献の意識が乏しいことが課題として指摘できる。

研究成果の概要(英文)： The local Art-Project is worthy. Because, it is an opportunity to appreciation for art works in the area without art museum. And with few an opportunity to appreciation for contemporary art works. Specially, The local Art-Project has value as local resources for school education. Since it will be realized that a student learn for Arts, Student who lives in the area concerned appreciates an artwork on the theme of this area, it is worthy. However the issue, which should be solved, is that an educational viewpoint is deficient at the management organization of an art project.

研究分野：教育学

科研費の分科・細目：芸術諸学

キーワード：美術教育 鑑賞教育 現代美術 アートプロジェクト

1. 研究開始当初の背景

研究当初の背景として、図工・美術科の授業における鑑賞活動と小学校学習指導要領図画工作編および中学校学習指導要領美術編に示された「内容の取扱いと指導上の配慮事項」について述べる。

(1) 鑑賞活動

図工・美術科の授業における鑑賞活動は、表現活動と一体に扱う場合と、独立して行う場合の二つに大別することができる。鑑賞対象となる作品は、実作品と複製を用いた疑似作品とに大別でき、一体に扱う場合は児童生徒が製作した実作品が対象になる傾向にあり、独立して行う場合は複製画や投影による疑似作品が対象になる傾向にある。実作品を対象とした独立型鑑賞活動は、美術館などを利用する場合か美術館の収蔵作品を校内で展示する移動美術館や出前授業等に限定される。

疑似作品を対象とした場合、授業のねらいに応じて自由に作品を選定できる点に優れるが、大きさ、質感、色彩等のあらゆる要素が実物と異なるため、児童生徒から導かれる発言は、具象性の有無や対象の識別、構図などに傾倒することが教員から指摘されている。実作品を対象とした場合は、作品の大きさや質感、絵の具の凹凸、彫刻作品であれば触覚などの視覚以外の造形要素に関する発言が認められる。これは身体感覚から想起される意識である。また、疑似作品を対象とする場合は、全体としては20世紀中頃までの作品が多く取り上げられ、同時代の美術作品は少ない傾向にある。

このように疑似作品を用いた場合、授業のねらいに応じて作品を選定できる一方、児童生徒から生じる発言が視覚情報に傾倒することが指摘できる。実作品を対象とすることで身体感覚をともなう鑑賞が可能となり、鑑賞の能力を高めることに貢献できると考えられる。学習指導要領においても実物の美術作品を鑑賞する機会が得られるようにしたり、可能な限り多様な鑑賞体験の場を設定するようにする配慮が示されている(中学校学習指導要領解説美術編)。

(2) 指導要領における美術館との連携

平成10年改訂の学習指導要領から、「内容の取扱いと指導上の配慮事項」において、子どもの実態に応じて美術館などを利用したり連携をはかったりすることなどの配慮が示された。

指導要領で示される「美術館などを利用したり、連携を図ったりすること。」とは、鑑賞の充実の観点から、親しみのある美術作品や暮らしの中の作品などを展示している地域の施設や場所に訪れて鑑賞の能力を育てることが目的である。そして、能動的な鑑賞

ができるように配慮しつつ、施設が提供する教材や教育プログラムを活用することが指導要領開設で示されている(小学校学習指導要領解説図画工作編)。つまり、美術館などを利用することは、鑑賞機会を充実させ、その能力を育てるために地域の施設や場所を利用することである。また、中学校学習指導要領美術編では、「美術館・博物館等の施設や文化財などを積極的に活用するようにすること。」とあり、同解説においては、「この学習の計画に当たっては、総合的な学習の時間や学校行事、地域に関係する行事などとの関連を図るなどの工夫も考えられる。」と示している。即ち、地域資源の特性を活用して鑑賞の能力を育てること、と捉えることができる。

このようにして、鑑賞教育や学習支援教材およびプログラムの研究が学校と大学、美術館等の連携、協働の下、進められてきた。美術館が提供する教育普及プログラムやアートスクール、学校教員向けの研修会、美術館職員による出張・連携授業などは、それらの成果であろう。研究が進む一方、美術館と連携した鑑賞授業の実践は一般化しているとは言えず、地理的要因が障壁となり連携が困難な地域では、今後も成果を享受することは難しいことが背景にあった。

2. 研究の目的

美術館等が利用できないことを地域特性あるいは地域の実態と捉えることもできる。しかし、美術館の利用とは、地域資源の特性を活用した鑑賞の能力の育成と捉えた場合、2000年以降に日本各地で開催されるようになったアートプロジェクトやアートイベントを地域資源と捉え、活用できるのではないかと思われた。

日本各地で開催されるアートプロジェクトやアートイベントは隔年で開催ながらも継続開催しているものが多く、市街地の他に美術館がないような中山間地域や離島を含む僻地などが開催地となって美術作品が展示される。事業に参加するのは比較的若い現存作家であるため、展示される作品は今日的な造形が多い。なかには地域性にコンセプトや事業テーマを置くものもある。

地域性をテーマに掲げたアートイベントのひとつに、2年に一度、群馬県吾妻郡中之条町で開催される中之条ビエンナーレがある。当該地域には美術館がないため、地域住民にとっては、実作品を鑑賞できるだけでなく、20世紀中頃までの作品が対象となり易い鑑賞活動において、今日的な造形要素および思考を備えた作品に触れる機会でもある。また、多様な表現に触れることは、多様な鑑賞の場を得ることにもつながる。さらに、児

童生徒が住む地域をテーマにした事業は、美術「で」学ぶことを実感できる機能性を持っているように思われた。これらの要素は、背景で述べた課題を補うことができる地域資源と捉えることができる。

美術館がない地域において、地域性をテーマにして開催されるアートイベントを地域資源と捉え、これを活用した鑑賞授業を実施する可能性について調査研究することが研究の目的であった。

3. 研究の方法

本研究は、(1) 中之条ピエンナーレ 2011 に出品作家として参加することを通して、運営組織体制の把握および事業実施までのスケジュールを把握した。スケジュールに基づき 2013 年度で当該地域の学校と連携を図るために必要な協力体制及びスケジュールを考察した。また、出品作品のテーマにおける地域性の扱われ方について分析を行った。(2) 同ピエンナーレ 2011 で把握した協力体制およびスケジュールに基づき、同ピエンナーレ 2013 での授業実施の可能性について検討を行った。ただし、2011 で把握した運営組織が改組され、事業実施までのスケジュールが大幅に変更するなどしたため、当該地域の学校と連携を図ることは難しく、授業実施には至らなかった。その代替として、群馬大学教育学部美術教育講座を実施した教育普及活動と連動した活動を行った。(3) 越後妻有アートトリエンナーレ 2012、あいちトリエンナーレ 2013 などを訪れ、教育普及活動の調査を行った。

4. 研究成果

(1) 主な成果

地域性をテーマにして開催されるアートイベントに出品される作品は、当該地域をテーマにした作品ばかりではないが、中には当該地域に根ざした作品もある。中之条ピエンナーレ 2013 で実施された群馬大学教育学部美術教育講座実施の鑑賞ツアーにおいて、研究代表者の作品はツアー対象に組み込まれた。ここに参加した児童生徒の発言内容からは、美術を通して地域を学ぶことにつながることが確認された。また、当該地域をテーマにしない作品であっても、美術館がない地域において実作品を鑑賞する機会を創出している点においては価値があることに加え、授業では取り扱いが少ない同時代の美術表現に触れる機会であることが、指導要領で示された多様な鑑賞体験の場のひとつに位置づけることができるものである。

このことから、全国各地域で開催されるアートイベントやアートプロジェクトを地域資源と捉え、授業に活用することは可能だと考えられる。このような認識が、アートプロジェクトが開催される地域の学校にもたらせることで、授業連携の可能性が開かれるこ

とを期待できる。

本研究は 2011 年の実績を基に 2013 年の実施計画を組み立てていたが、当該地域の町長交代に端を発し、運営組織が改組され、事業実施までのスケジュールが大幅に変更されたことで、当該地域の学校と連携することが困難となった。研究開始当初、行政と協働で敷かれた運営体制であることが当該地域で事業の継続を保證すると考えていたが、そのことが事業運営の不安定さと結びついた結果となった。このことは本研究において大きな誤算であったが同時に多くの成果をもたらした。即ち、アートイベントを地域資源として活用していくうえでの課題点である。

多くのアートイベントは単年度で予算が組まれることから、運営スタッフは単年度の非常勤契約の場合が多い。このことが事業運営のノウハウが蓄積されない要因になっていることも、アートプロジェクトやアートイベントは美術館等に比べて、教育普及事業が弱いことの要因であると指摘できる。さらに、学校との連携が進まないのは、運営組織がアートディレクターをトップとする専門スタッフと行政職員で構成されていることも要因である。教育関係者が運営に参画し、教育活動を事業内容に位置づける等、当初から連携を前提とした組織づくりが必要であることが明らかとなったことは、ひとつの成果である。

(2) 今後の展望

調査したアートイベントにおいて学校連携の観点から注目に値するのは、あいちトリエンナーレである。開催地域が市街地であることや予算規模が大きく異なることから単純比較することはできないが、あいちトリエンナーレでは教育普及に力を入れており、学校へのアーティスト派遣、常設施設を活用した子ども向けワークショップなどが活発に実施されている。これらは美術館が開発した教材やプログラムを活用するだけでなく、専門のスタッフを配置し、時間をかけてボランティアを育成するなどの取り組みから得られた成果である。このような組織体制の構築を地域の実情に合わせて提言していくことが、今後の展望に位置づけられる。

展望を後押しするために、美術館がない地域で開催されるアートイベントが教育普及活動の側面で連携を求めるべきは、大学であると考えられる。理由は、教員養成系大学の美術教育であれば、地域の教育普及に貢献できるノウハウが蓄積されているからである。

アートイベントやアートプロジェクトは運営組織によって実施目的が異なるが、公金が投入されるのであれば交流人口や経済効果ばかりに注目するのではなく、教育への還元も考慮すべきである。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計3件)

- (1) 茂木一司、郡司明子、春原史寛、喜多村徹雄他8名「地域アートプロジェクトにおける美術教育の実践 -中之条ビエンナーレにおける表現と鑑賞のワークショップ-」『群馬大学教育実践研究』査読無、第31号、2014年、47-77頁。
- (2) 喜多村徹雄「アートプロジェクトにおける鑑賞者の位相 -中之条ビエンナーレ2011の実践を基にした考察-」『群馬大学教育学部紀要(芸術・技術・体育・生活科学編)』査読有、第48巻、2013年、91-104頁。
- (3) 喜多村徹雄「KOSUGE1-16における参加と体験と鑑賞について」、『大学美術教育学会誌』査読有、44号、2012年、183-190頁。

[その他](計6件)

- トークセッションおよびシンポジウムなど
- (1) 群馬大学教育学部美術教育講座主催シンポジウム「子どもたちがコミュニティを再生する」にパネリストとして参加、中之条町歴史と民族の博物館ミュージ、2013.10.6
 - (2) 「中之条ビエンナーレ 2013 公式アーティストトーク」参加、中之条町ふるさと交流センターつむじ、2013.9.21
 - (3) 群馬大学教育学部美術教育講座主催鑑賞ツアー「みる・きく・はなすウォークツアー@やませ」に出品アーティストとして参加、2013.9.21
 - (4) 中之条ビエンナーレ 2011「中之条アーティストトーク」参加、中之条町ふるさと交流センターつむじ、2011.9.17

研究課題に準ずる作品の発表

- (1) 喜多村徹雄「眼差しの交差：対話を生むために」『中之条ビエンナーレ 2013』への参加出品、群馬県吾妻郡中之条町、2013.9.13-10.14
- (2) 喜多村徹雄「mail to your face project」『中之条ビエンナーレ 2011』への参加出品、群馬県吾妻郡中之条町、2011.8.20-10.2

6. 研究組織

(1)研究代表者

喜多村 徹雄 (KITAMURA TETSUO)

群馬大学・教育学部・准教授

研究者番号：60466688